

輸出貿易管理令の運用について新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（62貿易局第322号・輸出注意事項62第11号）

（別添）

（傍線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>0 輸出貿易管理の対象（略） 0-1 輸出の貨物の範囲（略） 1 輸出の許可 1-0 根拠（略） 1-1 輸出の許可 (1)（略） (2) 輸出許可申請 (イ)～(ロ)略 (ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。 (a) 申請理由書 1通 申請理由書の記載事項（用紙の大きさは、A列4番のこと） 1～3（略） 4 その他（例えば、無為替輸出の場合の経緯や積み戻しの有無の説明等） (注1)（略） (注2) 次のいずれかの場合（特に指示する場合はこの限りではない。）に限り、輸出許可申請内容明細書をもって申請理由書とする。ただし、輸出許可証又は輸出許可・承認証の訂正、変更、分割及び再発行をする場合を除く。 ①～③（略） ④ 告示で定める貨物及び輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第3に掲げる地域並びに輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を仕向地とするもの ⑤ 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を仕向地とするもの ⑥（略）</p>	<p>0 輸出貿易管理の対象（略） 0-1 輸出の貨物の範囲（略） 1 輸出の許可 1-0 根拠（略） 1-1 輸出の許可 (1)（略） (2) 輸出許可申請 (イ)～(ロ)略 (ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。 (a) 申請理由書 1通 申請理由書の記載事項（用紙の大きさは、A列4番のこと） 1～3（略） 4 その他（例えば、無為替輸出の場合の経緯や積み戻しの有無の説明等） (注1)（略） (注2) 次のいずれかの場合（特に指示する場合はこの限りではない。）に限り、輸出許可申請内容明細書をもって申請理由書とする。ただし、輸出許可証又は輸出許可・承認証の訂正、変更、分割及び再発行をする場合を除く。 ①～③（略） ④ 告示で定める貨物（別表第1の別紙の1の（注）の①及び②に掲げるものを除く。）並びに輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第3に掲げる地域及び輸出令別表第4に掲げる地域以外の地域を仕向地とするもの ⑤ 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第4に掲げる地域以外の地域を仕向地とするもの ⑥（略）</p>

(注3) (略)

(3) ~ (7) (略)

輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
1	(削る)	(削る)	
	銃砲	次のいずれかに該当するものを含む。 イ ライフル銃、カービン銃、リボルバー、ピストル、自動拳銃、自動小銃、空気銃（準空気銃を含む。）、散弾銃又は火縄式銃砲であって、スポーツ用又は狩猟用のもの ロ 救命銃、もり	外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品のうち、船舶又は航空機で使用するよう特に設計したものであって、関税法第23条に基づく積込み承認を受けたものを除く。

(注3) (略)

(3) ~ (7) (略)

輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
1	銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾	空気銃及びこれに用いる銃砲弾を含む。	外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品のうち、船舶又は航空機で使用するよう特に設計したものであって、関税法第23条に基づく積込み承認を受けたものを除く。
	(新設)		

	銃、リベット銃 その他これらに 類する産業用銃 ハ 火砲、榴弾砲 、大砲、迫撃砲 、対戦車砲、無 反動砲	
銃砲弾	空気銃、散弾銃、 ライフル銃又は火 縄式銃砲に用いる 銃砲弾であって、 スポーツ用又は狩 猟用のものを含む 。	外国貿易船又は航空 機が自己の用に供す る船用品又は航空機 用品のうち、船舶又 は航空機で使用する ように特に設計した ものであって、関税 法第23条に基づく 積込み承認を受けた ものを除く。
輸出令別表 第一の1の 項(1)の 附属品	(略)	次のいずれかに該当 するものを除く。 イ 「銃砲」及び「 銃砲弾」の項の右 欄に掲げるもの ロ (略)
爆発物	次のいずれかに該 当するものを含む 。 イ 爆弾 ロ 魚雷 ハ 手榴弾 ニ 発煙筒 ホ ロケット弾	

(新設)		
輸出令別表 第一の1の 項(1)の 附属品	(略)	次のいずれかに該当 するものを除く。 イ 「銃砲若しくは これに用いる銃砲 弾」の項の右欄に 掲げるもの ロ (略)
(新設)		

	<u>ヘ 地雷</u> <u>ト ミサイル</u> <u>チ 爆雷</u> <u>リ 焼夷弾</u>	
輸出令別表第一の1の項(2)のこれを投下し、若しくは発射する装置	次のいずれかに該当するものを含む。 <u>イ ロケットランチャー、ロケット砲</u> <u>ロ ミサイルランチャー</u> <u>ハ 軍用火炎放射器</u> <u>ニ 軍用の煙幕、ガス又は照明弾の投射装置</u>	
輸出令別表第一の1の項(2)の附属品	<u>産業用の発破器を含む。</u>	<u>地雷探知機を除く。</u>
火薬類	(略)	
	<u>産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品を含む。</u>	次のいずれかに該当するものを除く。 イ (略) ロ 「銃砲弾」の項の右欄に掲げるもの
(略)	(略)	

(新設)		
輸出令別表第1の1の項(2)の附属品	<u>ミサイルランチャーを含む。</u>	
火薬類	(略)	
		次のいずれかに該当するものを除く。 イ (略) ロ 「銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾」の項の右欄に掲げるもの
(略)	(略)	

輸出令別表 第一の1の 項(8)の 附属品	次のいずれかに該 当するものを含む 。 イ 軍用船舶の訓 練用模擬装置 ロ 軍用船舶搭載 型電子妨害装置 ハ 軍用船舶搭載 型コンテナ ニ <u>軍用船舶用に 設計された水中 探知装置又はそ の制御装置</u>	
輸出令別表 第1の1の 項(8)の 部分品	<u>軍用船舶用に設計 又は改造されたエ ンジンを含む。</u>	
(略)	(略)	
輸出令別表 第1の1の 項(9)の 部分品	<u>軍用航空機用に設 計又は改造された エンジンを含む。</u>	
<u>浮揚性電ら ん</u>	<u>浮揚性電気ケーブルをいう。</u>	
<u>防弾衣</u>	次のいずれかに該 当するものを含む 。 イ <u>防弾チョッキ</u> ロ <u>防弾服</u>	<u>防弾機能のない防刃 衣を除く。</u>

輸出令別表 第1の1の 項(8)の 附属品	次のいずれかに該当 するものを含む。 イ 軍用船舶の訓練 用模擬装置 ロ 軍用船舶搭載型 電子妨害装置 ハ 軍用船舶搭載型 コンテナ	
(新設)		
(略)	(略)	
(新設)		
(新設)		
(新設)		

	(略)	(略)
2	(略)	(略)
原子炉の部分品	<p>原子炉本体を構成するために設計又は製造されたものであって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 炉心板、炉心支持板、炉心支持柱、燃料チャンネル、炉心槽、熱遮へい体、炉心バッフル、分散板、シュラウド、シュラウドヘッド、上部格子板、気水分離機、蒸気乾燥機、<u>原子炉容器内に設置する中性子検出器若しくは中性子測定器又はその他の内部部分品</u></p> <p>ニ (略)</p> <p>ホ <u>ジルコニウム被覆管及びその他の原子炉用ジルコニウム管</u>（ハフニウムの重量がジルコニウムの重量の500分の1未満のジルコニウム金属又はその合金製のもの）</p>	
(略)	(略)	(略)
核燃料物質の成型加工用の装置	(略)	
<u>ウラン又はプルトニウムの同位元素の分離用の装置</u>	<u>ウラン又はプルトニウムの同位元素の分離に用いることができる装置をいう。</u>	

	(略)	(略)
2	(略)	(略)
原子炉の部分品	<p>原子炉本体を構成するために設計又は製造されたものであって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 炉心板、炉心支持板、炉心支持柱、燃料チャンネル、炉心槽、熱遮へい体、炉心バッフル、分散板、シュラウド、シュラウドヘッド、上部格子板、気水分離機、蒸気乾燥機<u>及びその他の内部部分品</u></p> <p>ニ (略)</p> <p>ホ <u>ジルコニウム管</u>（ハフニウムの重量がジルコニウムの重量の500分の1未満のジルコニウム金属又はその合金製のもの）</p>	
(略)	(略)	(略)
核燃料物質の成型加工用の装置	(略)	
(新設)		

ウラン又はプルトニウムの同位元素の分離用の装置の附属装置	ウラン又はプルトニウムの同位元素の分離用の装置本体の外側に据え付けられる装置をいい、次のいずれかに該当するものを含む。 イ～ハ (略)	
ウラン又はプルトニウムの同位元素の分離用の装置の部分品	ウラン又はプルトニウムの同位元素の分離用の装置本体を構成する機器及び附属装置の主要な部分品をいい、次のいずれかに該当するものを含む。 イ～ト (略)	
(略)	(略)	
貨物等省令第1条第十号ロ(七)中の気密な構造のもの	キャンドポンプ、マグネットポンプ、ベローズポンプ又はダイヤフラムポンプをいう。	
(略)	(略)	
アルミニウム製、アルミニウム合金製、ニッ	(略)	

ウランの同位元素の分離用の装置の附属装置	ウランの同位元素の分離用の装置本体の外側に据え付けられる装置をいい、次のいずれかに該当するものを含む。 イ～ハ (略)	
ウランの同位元素の分離用の装置の部分品	ウランの同位元素の分離用の装置本体を構成する機器及び附属装置の主要な部分品をいい、次のいずれかに該当するものを含む。 イ～ト (略)	
(略)	(略)	
貨物等省令第1条第十号ロ(七)中の気密な構造のもの	2重以上のシールで軸封をしたポンプ、キャンドポンプ、マグネットポンプ、ベローズポンプ又はダイヤフラムポンプをいう。	
(略)	(略)	
アルミニウム製、アルミニウム合金製、ニッ	(略)	

	ケル製又はニッケルの含有量が全重量の60パーセント以上のニッケル合金製のセンサ	
	<u>絶対圧力計</u> であって、 <u>次のいずれかに該当するもの</u>	<u>フルスケールを切り替えられる場合にあつては、可能なすべてのフルスケールに対し、貨物等省令第1条第三十八号イ（一）及び（二）のいずれにおいても確認し判断すること。</u>
	<u>貨物等省令第1条第三十八号イ中のフルスケール</u>	<u>測定する範囲の上限値（パスカル）をいう。</u>
	<u>貨物等省令第1条第三十八号中の精度</u>	<u>非直線性、ヒステリシス及び繰り返し性を含むものをいう。</u>
	(略)	(略)
3の2	(略)	(略)
	ポテト・スピンドル・チューバー・ウィロイド	(略)

	ケル製又はニッケルの含有量が全重量の60パーセント以上のニッケル合金製のセンサ	
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
	(略)	(略)
3の2	(略)	(略)
	ポテト・スピンドル・チューバー・ウィロイド	(略)

	<u>牛肺疫菌（小コロニー型）</u>	<u>Mycoplasma mycoides subspecies mycoides SC (small colony)をいう。</u>
	<u>山羊伝染性胸膜肺炎菌 F38株</u>	<u>Mycoplasma capricolum subspecies capripneumoniae (strain F38)をいう。</u>
	(略)	(略)
4	<u>無人航空機</u>	<u>人間が搭乗することなしに、飛行を開始し、かつ、制御された飛行及び航行を維持することができる航空機をいう。</u>
	<u>エアゾールを噴霧できるように設計した無人航空機</u>	<u>エアゾールを噴霧できるように設計した無人航空機をいう。（物理的に噴霧装置が装着されているかどうかを問わない。）</u> <u>（注1）エアゾールとは、霧状に吹き出した内容物であり、農薬を含む。</u> <u>（注2）噴霧とは、霧状（液滴下を含む）に大気中に放出すること。</u>
	<u>自律的な飛行制御及び航行能力</u>	<u>独力で進行方向等を決定し、空間を移動できる能力であって、以下の能力の1又は2以上を有する場合をいう。</u> <u>イ 目標への自動到達能力</u> <u>ロ 動的な目標の自動追尾能力や攻撃・危険に対する自動回避能力</u> <u>ハ 事態に応じ独力で判断を行い目標遂行に代えて自己を温存する能力</u>
	<u>視認できる範囲を超えて人が飛行</u>	<u>機体の飛行制御に必要な機体の姿勢、速度又は位置等の情報を、操縦者が機体を目視することなく得ることができる方法</u>

	(新設)	
	(新設)	
	(略)	(略)
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	

制御できる機能	で入手し、操縦者の意思に基づき機体を操縦できる機能をいう。
	容易に入手可能な通信装置を容易に装着することにより実際にその機能が発現する場合を含む。
(略)	(略)
ヒドラジンの誘導体	非対称ジメチルヒドラジン、モノメチルヒドラジン、硝酸ヒドラジン（硝酸ヒドラジニウム）、トリメチルヒドラジン、テトラメチルヒドラジン、N・N-ジアリルヒドラジン、アリルヒドラジン、エチレンジヒドラジン、モノメチルヒドラジン二硝酸塩、非対称ジメチルヒドラジン硝酸塩、アジ化ヒドラジニウム、アジ化ジメチルヒドラジニウム、ジイミドしゅう酸ジヒドラジン、2-ヒドロキシエチルヒドラジン硝酸塩、過塩素酸ヒドラジニウム（過塩素酸ヒドラジン）、二過塩素酸ヒドラジニウム、メチルヒドラジン硝酸塩、ジエチルヒドラジン硝酸塩及び1・4-ジヒドラジノテトラジン硝酸塩（3・6-ジヒドラジノテトラジン硝酸塩）をいう。
(略)	(略)
フェロセン誘導体	(略)

(略)	(略)
ヒドラジンの誘導体	非対称ジメチルヒドラジン及びモノメチルヒドラジンを含む。 芳香族ヒドラジン類、芳香族ヒドラジン塩類及びアジピン酸ジヒドラジドを除く。
(略)	(略)
フェロセン誘導体	(略)

<u>貨物等省令第3条第八号中の部分品</u>		<u>他の用途に用いることができるものを除く。</u>
(略)	(略)	
<u>加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置若しくは航法装置若しくは磁気方位センサーの部分品</u>		<u>他の用途に用いることができるものを除く。</u>
(略)	(略)	
再現性	計測時に計測条件を変化させる又は作動を停止させる場合において、同一の作動条件の下で同一のパラメータを繰り返し計測した値の近似度をいい（ <u>IEEE STD 528-2001参照</u> ）、初期値からのバラツキの標準偏差（1シグマ）として表される。	
(略)	(略)	
ドリフトレート	<u>入力回転から機能上独立しているジャイロ出力の成分をいい、角速度として表される。（IEEE STD 528-2001パラグラフ2.56）</u>	

(新設)		
(略)	(略)	
<u>加速度計、ジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置若しくは航法装置の部分品</u>		<u>他の用途に用いることができるものを除く。</u>
(略)	(略)	
再現性	計測時に計測条件を変化させる又は作動を停止させる場合において、同一の作動条件の下で同一のパラメータを繰り返し計測した値の近似度をいう（ <u>IEEE528-2001参照</u> ）。	
(略)	(略)	
ドリフトレート	<u>単位時間当たりの真値からの出力変動をいう。これにはランダムな成分とシステム固有の成分があり、慣性空間に対する単位時間当たりの等価入力角度変位量と</u>	

安定性	定められた作動条件の下に継続しておかれた場合に、特定の機構係数又は性能係数を不変な状態に維持する能力指標をいう。ただし、ダイナミック安定性及びサーボ安定性においては適用しない。(IEE E STD 528-2001パラグラフ2.247)	
統合された航法システム	慣性計測装置、飛行中に位置若しくは速度を定期的にあるいは連続的に更新するための一以上の外部センサー並びにこれらを統合するためのハードウェア及びソフトウェアにより構成されたものをいう。	
(略)	(略)	
5	(略)	(略)
ウランチタン合金又はタングステン合金	(略)	
フィラメント	ワイヤー、シリンダー、フィルム、テープ、リボンの形状のものを含む。	
(略)	(略)	
重合体	(略)	

		して表される。
安定性	安定した温度条件の下で計測されたある特定のパラメータについて、その較正值からのバラツキの標準偏差（1シグマ）をいい、時間の関数として表される。	
(新設)		
(略)	(略)	
5	(略)	(略)
ウランチタン合金又はタングステン合金	(略)	
(新設)		
(略)	(略)	
重合体	(略)	

	(略)	(略)
	熱変形温度	<u>I S O 75-2 (2004)</u> 又は同等の国家規格によって測定されるものとする。
	(略)	(略)
6	(略)	(略)
	電子制御装置	(略)
	<u>旋削をすることができ る工作機械</u>	<p><u>コンタクトレンズの製造用に設計したものであって、次のすべてに該当するものを除く。</u></p> <p><u>イ パートプログラムデータの入力に用いる眼用ソフトウェアの使用に限定されたマシンコントローラーを有するもの</u></p> <p><u>ロ 真空チャッキングを有しないもの</u></p>
	(略)	(略)
	磁性流体研磨法	(略)
	<u>電気粘性流体研磨法</u>	<u>電場によってその粘度を制御する研磨液を用いて材料を除去する方法をいう。</u>

	(略)	(略)
	熱変形温度	<u>A S T M規格 D - 6 4 8、A 法</u> 又は同等の国家規格によって測定されるものとする。
	(略)	(略)
6	(略)	(略)
	電子制御装置	(略)
	(新設)	
	(略)	(略)
	磁性流体研磨法	(略)
	(新設)	

	<u>エネルギー粒子ビーム研磨法</u>	<u>反応性電子プラズマ（RAP）又はイオンビームを用いて選択的に材料を除去する方法をいう。</u>	
	（略）	（略）	
7	（略）	（略）	
	組立品	（略）	
	<u>完全停止状態から完全作動状態までの時間</u>	<u>予熱時間を含む。</u>	
	（略）	（略）	
	<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	
			<u>（削る）</u>
	<u>セル</u>	<u>電気化学デバイスであって、正極、負極及び電解質を有し、かつ、電気エネルギー源であるもののうち、バッテリーの基本的な構成部品であるものをいう。</u>	
			<u>シングルセルバッテリー又はバッテリー</u>

	（新設）		
	（略）	（略）	
7	（略）	（略）	
	組立品	（略）	
	（新設）		
	（略）	（略）	
	<u>単二形電池の体積を超える体積を有する一次電池、二次電池又は太陽電池</u>	<u>体積が27立方センチメートルを超える一次電池、二次電池又は太陽電池をいう。</u>	
			<u>日本工業規格で定めるR14（旧UM-2又は旧SUM-2）電池又は標準Cセルを除く。</u>
	（新設）		

		<u>に組み込まれたものを除く。</u>
<u>一次セル</u>	<u>外部電源から充電できるように設計されていないものをいう。</u>	
貨物等省令 第六条第五号中のエネルギー密度	<u>平均出力（W）に放電時間（h）を乗じて得た数値を、セルの質量（kg）で除した数値をいい、公称電圧にアンペア時間で表した公称容量を乗じて得た数値を、キログラムで表した質量で除すことで計算される。公称容量が示されていない場合のエネルギー密度は、公称電圧を二乗して得た数値に、時間で表した放電時間 を乗じ、かつ、オームで表した放電負荷とキログラムで表した質量で除して計算することとする。</u>	
<u>二次セル</u>	<u>外部電源から充電できるように設計されているものをいう。</u>	
(略)	(略)	
最大電流密度	(略)	
<u>セル連結保護ガラス集成品</u>	<u>インターコネクタ及びカバーガラス付セルを含む。</u>	
<u>エア・マス・ゼロ</u>	<u>地球と太陽との間の距離を一天文単位とした場合の地球の大気圏外における太陽光の分光放射照度をいう。</u>	
アブソリュ	(略)	

(新設)		
貨物等省令 第六条第五号中のエネルギー密度	<u>平均出力（W）に放電時間（h）を乗じて得た数値を、電池の質量（kg）で除した数値をいう。</u>	
(新設)		
(略)	(略)	
最大電流密度	(略)	
(新設)		
(新設)		
アブソリュ	(略)	

ートエンコ ーダ	
<u>パルス出力 切換えサイ リスターデ バイス又は サイリスタ ーモジュー ル</u>	<u>シリコン制御整流 器（SCRs）、 エレクトリカルト リガリングサイリ スター（ETTs ）、光トリガリン グサイリスター（ LTTs）、集積 ゲート整流サイリ スター（IGCT s）、ゲートター ンオフサイリスタ ー（GTOs）、 MOS制御サイリ スター（MCTs ）及びソリッドト ロン（Solidtrons ）を含む。</u>
<u>サイリスタ ーモジュー ル</u>	<u>一以上のサイリスターデバイスで構成さ れるものをいう。</u>
(略)	(略)
周波数シン セサイザー	(略)
<u>周波数シン セサイザー を用いた信 号発生器</u>	<u>任意波形発生器を 含む。</u>

ートエンコ ーダ	
(新設)	
(新設)	
(略)	(略)
周波数シン セサイザー	(略)
(新設)	

	(略)	(略)
	ウエハー搬送中央装置	(略)
	<u>インプリントリソグラフィ装置</u>	<u>マイクロコンタクトプリンティング装置、ホットエンボシング装置、ナノインプリントリソグラフィ装置及びステップアンドフラッシュインプリントリソグラフィ装置を含む。</u>
	(略)	(略)
8	(略)	(略)
9	(略)	(略)
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>

	(略)	(略)
	ウエハー搬送中央装置	(略)
	(新設)	
	(略)	(略)
8	(略)	(略)
9	(略)	(略)
	<u>ウルトラワイドバンド技術</u>	<u>パルス幅が極めて短くかつ正確に時間制御された長高周波無線パルスを、通信データにしたがってパルス位置をシフトさせることにより（以下、パルス位置変調（PPM）という。）して、次に、疑似ランダム符号より作成されるチャンネル符号又はスクランブル符号にしたがって同じくパルス位置変調（PPM）を行う。そのパルス列を搬送波キャリア周波数を使用せずに直接にベースバンドパルス形式のまま送受信することにより、結果的に超広帯域な周波数に渡って極め</u>

(略)	(略)
音声帯域圧縮技術	<u>人間の話し言葉の特徴を考慮に入れて、人間の声をサンプリングし、それらをデジタル信号に変換する技術をいう。</u> 通信状態により符号化速度が変化するものについては、会話を継続した状態における符号化速度に基づいて判定するものとする。
(略)	(略)
電子的に走査が可能なフェーズドアレーアンテナ	(略)
<u>電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置</u>	<u>電波天文用の装置及び目標物からの無線送信を必要とする装置を除く。</u>

	<u>て低い電力密度を有するパルス位置変調方式の無線通信技術。</u> <u>インパルス無線技術ともいう。</u>
(略)	(略)
音声帯域圧縮技術	通信状態により符号化速度が変化するものについては、会話を継続した状態における符号化速度に基づいて判定するものとする。
(略)	(略)
電子的に走査が可能なフェーズドアレーアンテナ	(略)
(新設)	

非レーダー 発信機	商用ラジオ、テレビ、セルラー移動通信の基地局を含む。	
(略)	(略)	
光交換機能を有するもの	(略)	
貨物等省令 第八条第六号、第七号及び第八号の二中の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置若しくは修理用の装置		他の用途に用いることができるものを除く。
(略)	(略)	
へからルまでのいずれかに該当するもの	へからルまでに掲げる装置に使用するように特別に設計した集積回路又は組立品を含む。	
(略)	(略)	
アルゴリズム	(略)	

(新設)		
(略)	(略)	
光交換機能を有するもの	(略)	
(新設)		
(略)	(略)	
ホからヌまでのいずれかに該当するもの	ホからヌまでに掲げる装置に使用するように特別に設計した集積回路又は組立品を含む。	
(略)	(略)	
アルゴリズム	(略)	

	<p>μの安全性が有限体上の乗法群における離散対数の計算の有する困難性に基づくもの</p>	
	量子暗号	<p><u>物理システムの量子力学的特性（量子力学、量子場理論又は量子電気力学によって明確に規律された物理特性を含む。）を測定することにより、暗号用の共有鍵を確立させるための一連の技術をいう。量子鍵配布（QKD）ともいう。</u></p>
	(略)	(略)
10	<p>貨物等省令第九条第八号イ（二）及びロ（十）中のフォーカルプレーンアレーを組み込んだもの</p>	(略)
	反射鏡	<p><u>リソグラフィ装置用を除く。</u></p>
	(略)	(略)
	非球面光学素子	(略)

	<p>μの安全性が有限体上の乗法群における離散対数の計算の有する困難性に基づくもの</p>	
	(新設)	
	(略)	(略)
10	<p>貨物等省令第九条第八号イ（二）及びロ（十）中のフォーカルプレーンアレーを組み込んだもの</p>	(略)
	(新設)	
	(略)	(略)
	非球面光学素子	(略)

		次のいずれかに該当するものを除く イ～ホ（略） ヘ <u>リソグラフィ装置</u> を除く。
レーザー発振器	2の「レーザー発振器」の解釈に同じ。 <u>エキシマレーザー発振器、半導体レーザー発振器、化学レーザー発振器、一酸化炭素レーザー発振器、二酸化炭素レーザー発振器及び繰り返してないパルスを発振するネオジウムガラスレーザー発振器は、貨物等省令第九条第十号二に基づいて判定することとする。</u> <u>周波数変換（波長変換をいい、一つのレーザー発振器がもう一つのレーザー発振器を励起する方法を除く。）を組み込んだレーザー発振器は、周波数変換が行われる前の光源としてのレーザー発振器と周波数変換が行われた光出力のそれぞれについて判定を行うこととする。</u>	
	<u>ファイバーレーザー発振器を含む。</u>	<u>定格出力エネルギーが20ジュール未満のルビーレーザー発振器、ニトロゲンレーザー発振器及びクリプトンレーザー発振器を除く。</u>
波長可変レーザー発振器	2の「波長可変レーザー発振器」の解釈に同じ。	
	<u>チタンサファイアレーザー発振器、</u>	

		次のいずれかに該当するものを除く。 イ～ホ（略）
レーザー発振器	2の「レーザー発振器」の解釈に同じ。	
(新設)		

	<u>ツリウムワイエー ジレーザー発振 器、ツリウムワイ エスジレーザー レーザー発振器、アレ キサンドライトレ ーザー発振器、カ ラーセンターレー ザー発振器、色素 レーザー発振器又 は液体レーザー発 振器を含む。</u>	
<u>持続波レー ザー発振器</u>	<u>公称値において0. 25秒を超える持続 的な出力エネルギーを発生させるレーザ ー発振器をいう。</u>	
<u>貨物等省令 第9条第十 号イ（六） 中の総重量</u>	<u>レーザー発振器、 電源、熱交換機等 レーザー発振器を 機能させるために 必要な全ての部分 品を含む。</u>	<u>ビーム調整若しくは 到達のための外部の 光学器械又は光学部 品を除く。</u>
<u>ウォールプ ラグ効率</u>	<u>レーザー発振器（電源、電力調整器、温 度調整器、熱交換機を含む。）を作動さ せるために必要な総電気入力電源に対 するレーザー発振器の定格出力又は平均出 力の比率をいう。</u>	
<u>パルスレー ザー発振器</u>	<u>パルス幅が0. 25秒以下のレーザー発 振器をいう。</u>	
<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	

<u>（新設）</u>	
<u>（新設）</u>	
<u>（新設）</u>	
<u>（新設）</u>	
<u>パルス励起</u>	<u>2の「パルス励起」の解釈に同じ。</u>

(略)	(略)
ピーク出力	<u>レーザー時間幅において得られた出力のうち最大の出力をいう。レーザー時間幅は、レーザー発振器がレーザー光を放射する時間をいい、パルスレーザー発振器にあつては、単一パルス又は一連の連続するパルスが放射される時間とする。</u>
平均出力	<u>ジュールで表した総レーザー出力エネルギーを秒で表したレーザー時間幅で除したものをいう。レーザー時間幅は、レーザー発振器がレーザー光を放射する時間をいい、パルスレーザー発振器にあつては、単一パルス又は一連の連続するパルスが放射される時間とする。</u>
(略)	(略)
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
半導体レーザー発振器	<u>輸出令別表第一の中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したものは、輸出令別表第一の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。</u>
	光出力コネクタを

(略)	(略)
ピーク出力	<u>ジュールで表した一パルス当たりのエネルギーを秒で表したパルス幅で除したものをいう。</u>
(新設)	
(略)	(略)
<u>化学レーザー発振器</u>	<u>化学反応により生じたエネルギーにより励起種が生成されるレーザー発振器をいう。</u>
<u>トランスファーレーザー発振器</u>	<u>レーザー動作をする原子又は分子が、レーザー動作をしていない原子又は分子と衝突することによるエネルギー移動により、励起種となるレーザー発振器をいう。</u>
半導体レーザー発振器	光出力コネクタを有するもの又はピグティル型のものを含む。

	有するもの又はピグティル型のものを含む。	
(略)	(略)	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
<u>エキシマレーザー発振器</u>		<u>リソグラフィ装置用を除く。</u>
<u>化学レーザー発振器</u>	<u>化学反応により生じたエネルギーにより励起種が生成されるレーザー発振器をいう。</u>	
<u>トランスファーレーザー発振器</u>	<u>レーザー動作をする原子又は分子が、レーザー動作をしていない原子又は分子と衝突することによるエネルギー移動により、励起種となるレーザー発振器をいう。</u>	
<u>連続してパルスを発振する</u>	<u>単一出力パルス又はパルス間隔が1分を超えるパルスを発振することをいう。</u>	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	

(略)	(略)	
<u>波長可変レーザー発振器</u>	<u>2の「波長可変レーザー発振器」の解釈に同じ。</u>	
<u>キュースイッチ</u>	<u>2の「キュースイッチ」の解釈に同じ。</u>	
(新設)		
(新設)		
(新設)		
(新設)		
<u>貨物等省令第九条第十号ロ並びに同号ハ(二)2ニロ、</u>	<u>輸出令別表第一の中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したものは、輸出令別表第一の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。</u>	

	(略)	(略)
1 1	(略)	(略)
安定性	<u>安定した温度条件の下で計測されたある特定のパラメータについて、その較正值からのバラツキの標準偏差（1シグマ）をいい、時間の関数として表される。</u>	
スケールファクター	(略)	
再現性	4の「再現性」の解釈に同じ。	
(略)	(略)	
角度のランダムウォーク	ホワイトノイズにより引き起こされる一定時間の角度の誤差をいう。	
(略)	(略)	
送信出力制御	(略)	
水中ソナー		水上船に組み込むよ

	同号ハ（二） <u>2三口及び同号ハ（二）2四口中の多重横モードのパルスを発振するもの</u>	
	(略)	(略)
1 1	(略)	(略)
安定性	4の「安定性」の解釈に同じ。	
スケールファクター	(略)	
(新設)		
(略)	(略)	
角度のランダムウォーク	ホワイトノイズにより引き起こされる一定時間の角度の誤差を <u>角速度で表したものをいう。</u>	
(略)	(略)	
送信出力制御	(略)	
(新設)		

	航法装置		うに設計したもの又は位置情報を提供する水中ビーコン若しくはブイを必要とするものを除く。
	(略)	(略)	
1 2	(略)	(略)	
	有効画素数	(略)	
	電子式に画像を記録することができるカメラ		一般消費者用を除く(電子イメージ増倍技術を用いたものを除く。)
	(略)	(略)	
1 3	(略)	(略)	
	構造効率化	(略)	
	応答時間	定格推力の90パーセントに達するまでをいう。	
	無人航空機	4の「無人航空機」の解釈に同じ。	
	自律的な飛行制御及び航行能力	4の「自律的な飛行制御及び航行能力」の解釈に同じ。	
	視認できる範囲を超えて人が飛行	4の「視認できる範囲を超えて人が飛行制御できる機能」の解釈に同じ。	

	(略)	(略)	
1 2	(略)	(略)	
	有効画素数	(略)	
	(新設)		
	(略)	(略)	
1 3	(略)	(略)	
	構造効率化	(略)	
	(新設)		
	(新設)		
	(新設)		
	(新設)		

	制御できる機能	
	(略)	(略)
14	(略)	(略)
15	(略)	(略)
	周波数切換 え所要時間	(略)
	(略)	(略)

(口) ~ (二) (略)

(8) (略)

2 ~ 12 (略)

別表第1 輸出許可等事務の取扱区分

外為法及び輸出令に基づく輸出許可等（「輸出許可及び輸出の許可の事後審査」をいう。以下同じ。）の事務は次の区分により行う。

1 輸出の許可

外為法第48条第1項の規定に基づく輸出の許可事務は、次の区分により行う。

1-1 (略)

1-2 輸出許可事務の取扱区分

輸出の許可事務は、次の区分により行う。

1-2-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の許可を行う輸出

別紙において当該経済産業局又は沖縄総合事務局が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出（包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号。以下「取扱要領」という。）のI3（1）の一般包括輸出許可の範囲における輸出のうち、取扱要領の別紙2（5）の規定中一般包括

	(略)	(略)
14	(略)	(略)
15	(略)	(略)
	周波数切換 所要時間	(略)
	(略)	(略)

(口) ~ (二) (略)

(8) (略)

2 ~ 12 (略)

別表第1 輸出許可等事務の取扱区分

外為法及び輸出令に基づく輸出許可等（「輸出許可及び輸出の許可の事後審査」をいう。以下同じ。）の事務は次の区分により行う。

1 輸出の許可

外為法第48条第1項の規定に基づく輸出の許可事務は、次の区分により行う。

1-1 (略)

1-2 輸出許可事務の取扱区分

輸出の許可事務は、次の区分により行う。

1-2-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の許可を行う輸出

別紙において当該経済産業局又は沖縄総合事務局が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出（一般包括輸出許可等取扱要領（平成6年3月18日付け6貿第211号・輸出注意事項6第6号。以下「取扱要領」という。）のIのI-1の二の1の規定に基づき貿易経済協力局長が別に定める一般包括輸出許可等について（平成8年9月6

輸出許可の効力を失うものとされる輸出及び同(7)の規定に基づき一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出並びに輸出令別表第1及び第2に掲げられている貨物で別紙及び別表第2の別紙第1において本省が輸出の許可又は承認を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出を除く。)

- 1-2-2 安全保障貿易審査課が輸出の許可事務を行う輸出(1)～(2) (略)
- 2 (略)
- 3 (略)
- 3-1 (略)
- 3-2 (略)
- 4 (略)

別紙

輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

- 1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物(1)～(8) 略
- (9) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、「ほ地域」を仕向地とするもの(下記の2の(12)、(13)及び(19)に掲げるものを除く。)
- (10) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物を除く。)であって、輸出令別表第4に掲げる

日付け8貿局第376号・輸出注意事項8第21号)のIの1の(1)の第1種一般包括輸出許可の範囲における輸出のうち、取扱要領のIのI-1の四の1の(1)、(2)及び(3)の規定中第1種一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出及び(5)の規定に基づき第1種一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出、取扱要領のIのI-2の二の1の規定に基づき貿易経済協力局長が別に定める一般包括輸出許可等について(平成8年9月6日付け8貿局第376号・輸出注意事項8第21号)のIIの1の第2種一般包括輸出許可の範囲における輸出のうち、取扱要領のIのI-2の四の1の(2)及び(3)の規定中第2種一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出及び(4)の規定に基づき第2種一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出並びに輸出令別表第1及び第2に掲げられている貨物で別紙及び別表第2の別紙第1において本省が輸出の許可又は承認を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出を除く。)

- 1-2-2 安全保障貿易審査課が輸出の許可事務を行う輸出(1)～(2) 略
- 2 (略)
- 3 (略)
- 3-1 (略)
- 3-2 (略)
- 4 (略)

別紙

輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

- 1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物(1)～(8) 略
- (9) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、「ほ地域」を仕向地とするもの(下記の2の(12)、(13)及び(20)に掲げるものを除く。)
- (10) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物(下記の(注)の①及び②に掲げるものを除く

地域及びアフガニスタン以外の地域を仕向地とするもの（下記の2の（17）から（18）及び（20）に掲げるものを除く。）

- (11) 告示で定める貨物並びに輸出令別表第1の14及び15の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第3に掲げる地域を仕向地とするもの（下記の（17）及び（17の2）に掲げるものを除く。）

（削除）

2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

(1) ～ (10) 略

- (11) 輸出令別表第1の4の項（3）から（26）までに掲げる貨物であって、「へ地域」を仕向地とするもの（下記の（19）に掲げるものを除く。）

(12) ～ (13) 略

- (14) 輸出令別表第1の5から15までの項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第4に掲げる地域又はアフガニスタンを仕向地とするもの（下記の（20）に掲げるものを除く。）

- (15) 告示で定める貨物並びに輸出令別表第1の14及び15の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第3に掲げる地域並びに輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を仕向地とするもの

(16) ～ (18) 略

。）を除く。）であって、輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を仕向地とするもの（下記の2の（17）から（19）及び（21）に掲げるものを除く。）

- (11) 告示で定める貨物（下記の（注）の①及び②に掲げるものを除く。）並びに輸出令別表第1の14及び15の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第3に掲げる地域を仕向地とするもの（下記の（17）から（19）までに掲げるものを除く。）

（注）① 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第一号ハに該当するもの（第8条第九号に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもののうち、暗号特例告示の第一号のロ及びハの要件に該当するものであって使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるものに限る。ただし、輸出令第4条第1項第三号イ又はロに該当するものを除く。）

② 輸出令別表第1の9の項（7）に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第九号に該当するもの（暗号特例告示の第一号のロ及びハの要件に該当するものであって使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるものに限る。ただし、輸出令第4条第1項第三号イ又はロに該当するものを除く。）

2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

(1) ～ (10) 略

- (11) 輸出令別表第1の4の項（3）から（26）までに掲げる貨物であって、「へ地域」を仕向地とするもの

(12) ～ (13) 略

- (14) 輸出令別表第1の5から15までの項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第4に掲げる地域又はアフガニスタンを仕向地とするもの

- (15) 告示で定める貨物（上記1の（注）の①及び②に掲げるものを除く。）並びに輸出令別表第1の14及び15の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第3に掲げる地域並びに輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を仕向地とするもの

(16) ～ (18) 略

(削除)

(19) 輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ハに該当するものであって、輸出令別表第3に掲げる地域以外を仕向地とするもの

(20) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ハ又はホに該当するものであって、輸出令別表第3に掲げる地域以外を仕向地とするもの

(注1)～(注6) (略)

別表第2 (略)

別紙第1 (略)

別表第3～7 (略)

(19) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第一号ハに該当するもの(第8条第九号に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもののうち、暗号特例告示の第一号のロ及びハの要件に該当するものであって使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるものに限る。)若しくは輸出令別表第1の9の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第九号に該当するもの(暗号特例告示の第一号のロ及びハの要件に該当するものであって使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるものに限る。)のうち、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第三号イ又はロに該当するもの

(20) 輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ハに該当するものであって、輸出令別表第3に掲げる地域以外を仕向地とするもの

(21) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ハ又はホに該当するものであって、輸出令別表第3に掲げる地域以外を仕向地とするもの

(注1)～(注6) (略)

別表第2 (略)

別紙第1 (略)

別表第3～7 (略)